

26環境資料第449号  
平成26年10月16日

大島町災害廃棄物運搬業者（平成26年11月～12月分）募集要領

- 1 事業名  
大島町災害廃棄物の運搬（平成26年11月～12月分）
- 2 目的  
本募集は、東京都災害廃棄物処理事務実施要綱（平成25年12月16日施行。以下「要綱」という。）に基づき、東京都大島町災害廃棄物（平成26年11月～12月分）の運搬を委託する事業者（以下「運搬業者」という。）を選定するために実施します。

- 3 委託業務の内容  
別添「委託仕様書のとおり」
- 4 事業概要  
(1) 災害廃棄物の種類、数量等  
運搬する災害廃棄物の種類、量及び搬出期間（予定）

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 災害廃棄物の総量 | コンテナ 約161基              |
| 搬出期間     | 平成26年11月中旬から平成26年12月末まで |
| 1日の最大搬出量 | 18基/日                   |

流木系混合木材

- (2) 災害廃棄物の運搬先及び運搬方法  
船舶の停泊時間（原則8時から16時まで）内に、辰巳埠頭（江東区辰巳三丁目30）において、停泊している船舶から乗入コンテナの引渡しを受け、委託者の指定する処分施設までコンテナを運搬します。また、同施設で計量を受け、コンテナから災害廃棄物を下ろした後、辰巳埠頭に戻り、船舶の荷役業者に空コンテナの引渡しを行います。（詳細は「仕様書7 委託業務の範囲」を参照のこと）
- (3) 公募区分  
公募区分は、次のとおりです。  

|      |          |
|------|----------|
| 公募区分 | 災害廃棄物の種類 |
| 1    | 流木系混合木材  |
- 5 応募資格  
「大島町災害廃棄物運搬業者審査基準」（以下「審査基準」という。）（別表）に定める基準を満たす者で、かつ、次の要件が備わっている必要があります。  
仕様書に記載されている受託者の要件を満たすこと。

1者での運搬が困難な場合には、「仕様書8 協力会社」の条件に合致する場合に限り、他の事業者と共同で履行することができます。

- 6 応募手続  
(1) 応募期間  
平成26年10月31日(金)午前9時から平成26年11月7日(金)正午まで  
(土日を除く)（時間厳守）  
申請者は、③に規定する応募書類を、応募期間最終日時までに東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課（連絡先 03-5388-3578）に直接提出することとします。

- (2) 応募に係る経費の負担  
この応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 応募書類  
ア 東京都災害廃棄物運搬業者申請書（平成26年11月～12月分）（様式1）  
イ 運搬概要説明書（平成26年11月～12月分）（様式2）  
ウ 欠格条項に該当していない旨の誓約書（様式3）

- (4) 運搬概要説明書の記載方法  
・ 運搬料金  
処分施設が未定のため、各往復区分（5往復、4往復、3往復、2往復、1往復）ごとに運搬可能な辰巳埠頭からの最大距離について記載するとともに、その区分の運搬料金を記載してください。同一の往復区分でも運搬距離によって料金が異なる場合は、距離ごとの料金についても記載してください。  
※辰巳埠頭からの最大距離については、事故等を想定して、一般道路で複数のルートを考慮した上で記載してください。

- ・ 1日の最大運搬量  
船舶の停泊時間（原則8時から16時まで）内に、処分施設まで運搬できるコンテナの基数を往復区分ごとに記載してください。
- ※各公募区分ごとの1日あたりの最大搬出量を運搬できることが応募の条件になります。
- ・ 使用車両台数  
本業務専用（船舶の停泊時間内に限り専用で使用するものを含む）に使用するコンテナ運搬車両の総台数を記載してください。なお、本業務を他の事業者と共同で履行する場合には、応募事業者と協力会社の使用する車両台数の合計台数を記載してください。

- (5) 提出部数  
アからウの書類を1セットにして、正副2部提出してください。（副本はコピーで可）
- (6) その他  
応募書類は原則A4サイズとします。  
なお、提出された応募書類の正本は返却いたしません。

## 7 運搬業者の選定等

### (1) 審査方法

東京都が審査基準に適合するか、応募書類に基づき審査を行い、運搬業者を選定します。(複数の運搬業者が選定される可能性があります。)

### (2) 審査結果

選定された運搬業者にのみ連絡します。

なお、審査内容に関する質問等はお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 8 委託契約

①同時に公募している処分業者の処分施設までの運搬距離が確定します。

②審査により、選定した運搬業者に対し、確定した運搬距離での、正式な見積もりあわせを実施して、運搬業者を決定します。

※その際、応募書類に添付した運搬料金より高い単価に変更することはできません。

東京都と決定した運搬業者との間で大島町災害廃棄物の運搬委託契約を締結し、災害廃棄物の処理を進めます。

なお、委託契約に関する事項については、別途ご連絡いたします。

## 9 その他

(1) 複数の公募区分に対して応募できますが、申請書等応募書類については、それぞれの公募区分ごとに作成し、提出願います。

(2) 大島町での作業の進捗状況により、「4 事業概要」に記載した災害廃棄物の総量を必ずしも依頼するとは限りません。また、1日の最大搬出量についても、記載した量より少ないことがあります。

(3) 協力会社と共同で履行する場合には、協力会社の欠格条項に該当していない旨の誓約書(様式3)も併せて提出してください。協力会社と共同で履行する場合には、応募の際に協力会社の一覧表を合わせて提出してください。

別表

別表 大島町災害廃棄物運搬業者審査基準

| 審査基準                                     |
|--|
| ①運搬業者が受託業務を遂行するに足りる車両台数、人員を有していること。      |
| ②廃棄物処理法第7条第5項第4号イからスまでのいずれかに該当しない者であること。 |
| ③仕様書で定める要件を満たす車両を用意できること。                |
|  |
|  |
|  |
|  |

様式1

|  |  |
|--|--|
| 平成 年 月 日<br><br>東京都災害廃棄物運搬業者申請書<br>(東京都大島町 平成26年11月～12月分)<br><br>東京都環境局長 殿<br><br>住所<br>名称<br>代表者氏名<br>印 |  |
| 大島町災害廃棄物の運搬業者の募集に、必要書類を添えて応募いたします。   |  |
| 公募区分   |  |
| 事業の概要  | 別紙「運搬概要説明書」のとおり                                    |
| 協力会社   | 協力会社の有無<br>有 ・ 無<br>※ 有の場合は、別紙「協力会社の一覧表」を提出してください。 |
| 連絡先  | ①担当者所属氏名<br>②電話番号<br>③FAX 番号                       |
| ※受付欄   |  |

|  |                      |             |                          |    |
|--|----------------------|-------------|--------------------------|----|
| 平成 年 月 日                                   |                      |             |                          |    |
| 運搬概要説明書<br>(東京都大島町 平成26年11月～12月分)<br>(区分 ) |                      |             |                          |    |
| 事業者名称                                      |                      |             |                          |    |
| 往復区分                                       | 選択した区分の1日あたりの最大運搬可能量 |             |                          |    |
| ① 5往復                                      | 基                    |             |                          |    |
| ② 4往復                                      | 基                    |             |                          |    |
| ③ 3往復                                      | 基                    |             |                          |    |
| ④ 2往復                                      | 基                    |             |                          |    |
| ⑤ 1往復                                      | 基                    |             |                          |    |
| 2 車両台数                                     | 台                    |             |                          |    |
| 3 運搬料金<br>(※)                              | 往復区分                 | 辰巳埠頭からの最大距離 | 距離ごとの料金の記載欄<br>辰巳埠頭からの距離 | 料金 |
|  | ① 5往復                |             |                          |    |
|  | ② 4往復                |             |                          |    |
|  | ③ 3往復                |             |                          |    |
|  | ④ 2往復                |             |                          |    |
| ⑤ 1往復                                      |                      |             |                          |    |

|                          |   |              |
|--------------------------|---|--------------|
| 4 車両の仕様                  | 使用する車両について、以下のサイズを記入すること<br>(同じサイズの車両が複数ある場合は、1箇所のみ記入すること。) |              |
|                          | 車両の全長   | ダンブアップ時の最大全長 |
|                          | 1   | m            |
|                          | 車両の全幅   | ダンブアップ時の最大車高 |
|                          | 1   | m            |
|                          | 車両の全長   | ダンブアップ時の最大全長 |
|                          | 2   | m            |
|                          | 車両の全幅   | ダンブアップ時の最大車高 |
|                          | 2   | m            |
|                          | 車両の全長   | ダンブアップ時の最大全長 |
|                          | 3   | m            |
|                          | 車両の全幅   | ダンブアップ時の最大車高 |
| 3                        | m   |              |
| 欄が足りない場合は、様式をコピーして追加すること |   |              |

※注意事項

- ・ 消費税抜きの料金を記載すること
- ・ 同一の往復区分でも、運搬距離によって料金が異なる場合、辰巳埠頭からの具体的な距離ごとに料金を記載してください。
- ・ 1日の最大搬出量を所有する車両台数で運搬するため、⑤1往復では運搬不可能な場合、④2往復では運搬不可能な場合、③3往復では運搬不可能な場合、②4往復では運搬困難な場合には、それぞれの辰巳埠頭からの最大距離の欄に斜線を引き、同じく料金の欄も斜線を引いてください。



## 仕様書

- 1 件名 大島町災害廃棄物の運搬（陸上輸送その2.5）（単価契約）
- 2 契約期間 契約確定日の翌日から平成26年12月31日まで
- 3 履行場所 東京港辰巳埠頭（江東区辰巳三丁目30）から委託者が指定する処分施設まで
- 4 災害廃棄物の種類、コンテナ運搬予定数量等  
運搬する別表の仕様を満たす災害廃棄物専用コンテナ（以下「コンテナ」という。）に積み込む災害廃棄物の種類、コンテナ運搬予定数量、一日最大コンテナ運搬予定数量及び最大積載重量（災害廃棄物を積み込んだコンテナ（以下「実入コンテナ」という。）及び災害廃棄物が入っていないコンテナ（以下「空コンテナ」という。）のごと（の値）は、次表のとおりとする。

| 災害廃棄物の種類 | コンテナ運搬予定数量 | 一日最大コンテナ運搬予定数量 |       |
|----------|------------|----------------|-------|
|          |            | コンテナ1基あたり最大重量  | 空コンテナ |
| 流木系混合木材  | 161基       | 6.8トン          | 2.1トン |

- 5 受託者の要件  
運搬車両については、7(3)で指定する運搬時間内に委託者が指定する処分施設まで、4に掲げる一日最大コンテナ運搬予定数量をすべて運搬できる台数を用意すること。  
ただし、運搬車両については、次の要件の全てを満たすものであること。  
(1) コンテナを安全に積載できること。  
(2) コンテナを積載した状態で、都内の処分施設内において進入路等の問題なく走行できること。  
(3) ダンピングの際に、災害廃棄物をこぼさないための機構が備え付けられていること。  
(4) ダンピングの際に、施設及び施設内の設備に接触しないこと。
- 6 運搬の方法  
委託した災害廃棄物の運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条第1号に定める一般廃棄物の収集及び運搬の基準を遵守して行うこと。  
また、契約締結後速やかに、コンテナ運搬計画書を作成し、使用するコンテナ運搬車両の仕様とともに委託者へ提出し承諾を得ること。

## 7 委託業務の範囲

- (1) 運搬業務  
東京港辰巳埠頭において、委託者が指定する海運会社から実入コンテナの引渡しを受け、そのコンテナを法令等に従い適正に委託者の指定する処分施設まで運搬すること。また、その処分施設で積載量の計量を受け、処分施設が指定した場所へ荷下ろしを行うこと。その後、実入コンテナが空コンテナとなったことを確認すること。次に、処分施設から空コンテナを東京港辰巳埠頭まで運搬し、委託者が指定する海運会社に引き渡すこと。  
東京港辰巳埠頭におけるコンテナの積み込み及び積み下ろしについては、委託者が指定する海運会社が行うこととし、委託者が指定した時間までに、東京港辰巳埠頭の指定された場所に、コンテナ運搬車両を用意するものとする。
- (2) コンテナ送り状  
船舶輸送する海運会社の船舶輸送用コンテナ送り状の写しを委託者から受領する。次に、実入コンテナを処分施設に配達するためのコンテナ送り状を作成し、委託者へ提出し承諾を得ること。委託者から承諾を受けたコンテナ送り状に従い、委託者が指定する処分施設で、積載量の計量を受け、実入コンテナが空コンテナになったことを確認し、コンテナ送り状に必要事項を記載し、処分施設から災害廃棄物の受領確認を受ける。また、東京港辰巳埠頭で、空コンテナの引渡し完了後、速やかに委託者にコンテナ送り状の控えを提出すること。
- (3) 運搬の時間  
原則として午前8時から午後4時までとする。

## 8 協力会社

- 本業務を、受託者による管理監督下で受託者と一体的に行う者（以下「協力会社」という。）と、共同で履行しようとする場合は、あらかじめ、受託者は委託者に対し、書面による申請を行い、委託者の承諾を得ること。委託者は、次の要件を全て満たすことを条件として承諾を行うものとする。
- (1) 協力会社が、施行令第4条第1項第1号から第4号までに定める基準をすべて満たす者であること。
  - (2) 受託者と協力会社との間で、本仕様書に示す履行内容をすべて含み、かつ、委託者が協力会社に直接指示を行うことができる旨を含む契約が書面により締結されていること。
  - (3) 受託者が協力会社に支払う単価が、本業務契約の単価と同一であること。
  - (4) 協力会社の申請に当たっては、受託者と協力会社との間で締結した契約書の写しを委託者へ提出すること。  
また、委託者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく指導監督権限の下で、受託者及び協力会社による適正な収集運搬体制を担保するため、別途、委託者、受託者及び協力会社で本業務に係る覚書を締結する。当該覚書を締結することにより、受託者は、協力会社との共同履行にかかわらず、施行令第4条第3号の基準を満たす者であることとする。

- 16 疑義の解釈  
本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。
- 17 環境により良い自動車利用  
本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。  
1 デイジーゼル車規制に適合する自動車とすること。  
2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
3 低公害・低燃費の自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 18 環境への配慮  
自動車NOx・PM法で対策地域内に登録できない自動車は使用しないこと。  
(担当)  
東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課  
災害廃棄物処理事業担当  
電話 03-5388-3478

- 9 監理者の指定  
東京港長巳埠頭における、船舶からのコンテナ積込み及び積下ろしの指示、運搬業務の履行確認、運配報告書等の受領及び空コンテナ保管措置、コンテナ送り状の承諾、受領及び記録等並びにその他委託者が指定した監理業務は、委託者が指定する公益財団法人東京都環境公社が行うことができるものとする。
- 10 業務完了報告書の作成  
受託者は、本業務について、月ごとに委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならぬ。
- 11 業務の調査等  
委託者及び監理者は、本業務に係る災害廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めるとができる。
- 12 支払方法  
(1) 受託者は、本業務に係る代金を月ごとに請求することができる。  
(2) 委託者は、履行確認後、受託者が提出する請求書に基づき支払いを行う。
- 13 再委託の禁止  
受託者は、本業務を第三者(第8項の覚書を締結した協力会社を除く。)に委託してはならない。
- 14 契約の解除等  
(1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなつたときは、委託者はこの契約を解除することができる。  
(2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。  
(3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、受託者は契約に基づき委託者から受け入れた災害廃棄物の処分を終了するまでは責を負い、この契約を解除することはできない。  
(4) 受託者は、委託者が災害廃棄物の処理を適正に行なうことができないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に災害廃棄物を引き渡してはならない。
- 15 秘密保持  
受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

別表

災害廃棄物運搬用コンテナの仕様

1 災害廃棄物運搬用コンテナ（以下「コンテナ」という。）の基本事項

災害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない構造のコンテナであって、元町港（大島町元町一丁目18-3）又は波浮港（大島町波浮港1）と東京港辰巳埠頭（江東区辰巳三丁目30）で定期航路を定めている海運会社（以下「定期海運会社」という。）の船舶で海上輸送が可能であること。

2 コンテナの参考形状、重量及び機能

次に示す項目をすべて満足するコンテナであること。

(1) コンテナの参考形状及び積載質量及び容積等を、次表に示す。

| 積載質量 | 4. 7 t 以下               | 主要寸法<br>参考 |  | 外法      |  | 長さ        |                     |
|------|-------------------------|------------|--|---------|--|-----------|---------------------|
|      |                         | 参考         |  | 内法      |  | 幅         | 高さ                  |
| 自重   | 2. 1 t 以下               |            |  |         |  | 3, 715 mm | 2, 450 mm           |
| 総質量  | 6. 8 t 以下               |            |  |         |  | 2, 605 mm | 3, 580 mm           |
| 全容積  | 15. 9 m <sup>3</sup> 以下 |            |  | 床面積（参考） |  | 2, 230 mm | 2, 000 mm           |
|      |                         |            |  |         |  |           | 7. 9 m <sup>3</sup> |

(2) 日本貨物鉄道株式会社輸送用の12フイート型鉄道貨物用コンテナであること。

(3) 天蓋が手動ハンドルで、簡単に開閉できる構造であること

(4) 後方が手動で、簡単に開閉できる構造であること。

(5) 後方及び天蓋が封印環を取り付けられる構造であること。

(6) 定期海運会社による荷役で使用する吊り金具が取付可能な形状、かつJIS規格に準じた隅金具が装備されていること。

(7) 都内の処分施設内で、進入路及びダンピング高さを考慮した形状であること。

(8) ダンピング時に、災害廃棄物がこぼれない構造の開閉扉であること。